

三田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和5年6月12日

三田市長 森 哲 男



記

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

三田市小野328番地10	奥村利雄
三田市横山町4番18号	立石征子
三田市ゆりのき台三丁目13番地9	段林正樹
三田市下槻瀬878番地15	納谷節夫
三田市武庫が丘二丁目4番地7	東浦徳次
三田市加茂542番地1	堀とき子
三田市つつじが丘南三丁目14番地12	松岡信枝

2 請求の要旨

別紙のとおり

## 三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置 についての住民投票に関する条例制定請求の要旨

### 1. 請求の要旨

森三田市長は、2022年6月2日の記者会見で、「三田市民病院を三田から無くして、神戸市北区長尾町宅原に新病院を建築」することを発表しました。併せて「基本方針」の発表とその後、「基本構想（案）」を発表し、市民と市長・病院長との意見交換会、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

意見交換会や市民意見募集の結果は、その大半が「三田から市民病院をなくさないでほしい」「現在の場所で維持・充実を求める」というものでした。

新病院の場所は市外で、かつ多くの市民にとって遠く不便な場所となることや唯一の出産できる病院が市内から無くなる影響などから、多くの市民が反対しています。意見交換会や市民意見募集における市の説明、回答に対しても到底市民が納得できるものとはなっていません。

統合の最大の理由とされる医師確保についても、荒川病院長や三田市医師会長らが出席した「検討委員会」では、従来説明してきた「再編統合で医師の確保ができる（所謂マグネットホスピタル）」と説明したことの実現見通しが立たず、市長への報告書では「再編統合で医師の確保」の報告ができませんでした。

こうした状況であるにもかかわらず、市は市民の「いまの市民病院を残してほしい」の声を全く無視し、一方的に進める「基本構想」を策定しました。更に2022年12月議会では市民病院を三田市からなくし神戸市北区に新病院を設置する「基本計画」作りのため1億9800万円もの関連予算まで決定しました。

市民の声を聞かずに、市民病院を三田市からなくす既成事実を一方的に進めています。このような森市長による独断的な民意を無視した行政運営により、市民の命と健康が脅かされるという重大な事態を回避し、憲法と三田市まちづくり基本条例にもとづいて、市民が主権者として判断し権利を行使する住民投票を実施するための条例を制定することを求めるものです。